

番 号

年 月 日

日本国政府法務省

退 去 命 令 通 知 書

殿

1 氏 名

男
女

2 生 年 月 日

年 月 日

3 国 籍 ・ 地 域

上記の者に対し， 年 月 日出入国管理及び難民認定法第 条第 項の規定に基づき，本邦からの退去を命じたので，通知します。

貴社（あなた）は，同法第59条の規定により，貴社（あなた）の責任と費用で同人を本邦外の地域に送還しなければなりません。

(1) 出国日

(2) 出国便

上記の者について，出入国管理及び難民認定法第13条の2第1項の規定に基づきとどまることができる期間及び施設を次のとおり指定します。

(1) とどまることができる期間

(2) とどまることができる施設

法務省

入国管理局

支局

出張所

主任 審 査 官

特 別 審 理 官

署 名